

添付書類の作成要領

◎ 書類作成にあたって

大規模小売店舗立地法第4条で定めることとされた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）の趣旨と内容を十分に尊重し作成すること。

添付書類は、届出事項の前提となる調査データであり、合理的な根拠を示し、住民等に十分理解を得られるように作成しなければならない。また、届出書と併せて縦覧されるので、縦覧した方が分かりやすいように心がけること。

また、県は届出事項に対して生活環境に与える影響と必要な対策が取られているかを審査し、指針を踏まえて意見を述べることになる。例えば騒音対策は添付書類によってその対策や影響がわかるものであり、届出事項はそれらの影響予測がされ、適切な対策が取られているかが審査の対象となる。周辺の生活環境に配慮すべき事項は、積極的に影響評価を行い、その対策を盛り込むように作成すること。

変更届出の場合は、法第6条第3項において第5条第2項の規定が準用されるが、当該届出以前の届出に添付した内容と変更がない場合は、省略することができる。なお、予測等が必要な添付書類については、変更がない理由を記載することで省略することができる。附則第5条第1項の届出については、原則省略はない。

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域内に設置する店舗については、同条第3項の規定に基づき、後記（4）以下の書類については添付を要しない。

◎ 添付書類の作成要領

- 原則として目次を作成すること。
- 添付書類（図面）を複数の項目で重複して一つの図面等に記載する場合は、図面番号やページ等を付して整理する。
- 「図面」の大きさは、その種類毎に同一の縮図に統一し、図中に縮尺率を記入する。他の配置図等と併用する場合は、色分けするなど分かりやすくし、凡例を明示する。
- 「図面」は、方位を記入したり、周辺の道路などを記入したりして位置関係を分かりやすくすること。また、簡略図面の場合は、長さ、幅などの比率を正確に表すこと。
- 既存類似店舗のデータ等を根拠として示す場合は、都市（立地）条件、店舗規模、店舗の運営状況等が、届出に係る店舗の配置及び運営による周辺に与える影響を予測する上で合理的な根拠となりうることを説明する。
- 予測を伴うものは、その予測結果から、対策が必要か、必要ないかの評価を行い、必要ないと考える場合はその説明を、対策を取る場合はその対策の内容を記載する。

（1）法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

- ・ 設置者のものを添付する。設置者が複数で共同して提出する場合は、全員分を添付する。

（2）主として販売する物品の種類

- ・ 各予定小売業者名と「食料品」、「衣料品」等代表的な取扱品の種類を一覧表にする。

- ・ 未決定の小売業者がある場合は、業者名を空欄にし、予定の取扱品を記載する。

(例)

店舗名称	小売業者名	主として販売する物品の種類	予定売上げ
A	株式会社A	食品、総菜、日用雑貨	1, 100百万円
B	有限会社B	酒類	150百万円
C	株式会社C	衣類	※売上高は業種選定の参考にするので可能であれば記載すること。

注：この表を届出事項の小売業者一覧と併せても可。そのときは代表者名、住所欄を加えること

(3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

- ・ 建物の位置図は、ある程度周辺の状況がわかる範囲の縮図の地図に大規模小売店舗の位置を明示する。
- ・ 建物配置図及び各階の平面図を添付し、その中の小売業を行うための店舗部分を明示する。
- ・ 店舗部分以外で配置及び運営に影響を及ぼすと考えられる施設（映画館、レストラン、倉庫等）についても位置と名称を示す。
- ・ 各階の平面図で、上記と関係のない階の平面図は必要ない。

(4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場合には、その数値等により算出し予測する。地区指定が必要な場合は事前に協議すること。
- ・ 独自の基準による場合は、その根拠となる数値等を記載し予測する。なお、その根拠の説明も記載すること。基本的には来客のピークの時間帯とその時間帯に必要な駐車台数を算出すること。
- ・ 自動車の乗り入れ規制がある場合や、周辺の公共駐車場や共同駐車場の状況など特殊事情がある場合は記載する。
- ・ 小売以外の複合施設の場合は、施設全体として収容台数が確保されているかを説明すること。なお、この場合、小売以外の必要駐車台数の算出は集客見込みなどから算出する。基本的には、施設全体の集客のピークの時間帯とその時間帯に必要な駐車台数を算出すること。
- ・ 来客が使用する駐車場を従業員用、荷さばき用車両等の駐車場として共用する場合は、それぞれの内訳を記載する。

(5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・ 駐車場の出入口は公道に面した箇所を指すが、駐車場が公道に面していない場合も、自動車が公道から敷地に入出入りするところを出入口とする。
- ・ 公道に面していない位置に、平面自動式ゲートなし以外の実際の駐車場の出入口がある場合は、図面にその位置と形状を記載する。
- ・ 大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取図）上に方面別自動車来台数の予測値等を記載したものや現状の交通量を測定した場合の結果等を添付する。
- ・ 予測に基づき、出入口の数や位置の設定根拠を説明する。
- ・ 入口専用、出口専用や左折専用など独自に利用規制をする場合は記載すること。
- ・ 周辺に交通規制などがある場合や、右折レーン等を設置される場合などは図面に記載すること。
- ・ 駐車待ちスペースを設ける場合は、その位置と見込み対応台数を記載する。

- ・ 大規模小売店舗の施設周辺の地図（見取図）上に方面別の来客について設定する案内経路を記載する。
- ・ 主な案内表示や整理員を配置する場合のおおよその位置等も明示する。

(7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

- ・ 当初予定の搬出入車両の大きさ（積載重量）ごとの台数と荷さばき時間帯を記載する。
- ・ 時間帯が一定時間以上に及ぶ場合や車両の種類が多い場合は一覧表にする。
- ・ 騒音予測の根拠と乖離がないように注意すること。

(例)

	時間帯	車 両 (台)			
		4 トン車	1 トン車	軽トラック	計
時 間 帯	6 : 3 0 ~ 7 : 3 0				
	~ 8 : 3 0				
	~ 9 : 3 0				
	~ 1 0 : 3 0				
	~				

(8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

- ・ 遮音壁の位置を示す配置図を添付し、高さ（単位：メートル）を記入する。
- ・ 遮音壁の設置に最も関連がある施設の位置を示す配置図に記載する。

(9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

- ・ 各設備を設置する位置を示す配置図を添付し、稼働予定時間を記入する。
- ・ 別表又は一覧表にする場合は、配置図の位置番号を記入する。
- ・ 騒音予測の根拠と乖離がないように注意すること。
- ・ 「(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠」の中で記載しても可。

(記載例)

機 種	稼働時間	位 置
冷却施設の室外機の種類		
冷暖房施設の室外機の種類		

(10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 指針で示された環境への一般的対策を必要に応じて講じた後の状況を想定し、等価騒音レベルの予測にあっては原則として周囲の最も騒音の影響を受けやすい地点又は立地可能な住居等の屋外での、騒音レベルの最大値の予測にあっては大規模小売店舗の敷地の境界線での騒音予測を行う。
- ・ 具体的な予測地点については、届出者の独自の判断によるが選定理由を説明する。指針で予測を必要とされている地点で特に予測しない方面などがある場合はその理由を記載する。
- ・ 大規模小売店舗の敷地内における騒音発生源について、大規模小売店舗立地法の対象となっていない自家発電設備、ガソリンスタンド（車両走行音・洗車機）等についても対象となっている騒音

と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、あわせて予測を行うものとする。

- ・ 指針による予測をする場合は、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」を参考にする。指針によらない場合は、その予測の結果及び算出根拠を示す。
- ・ 「騒音にかかる環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」又は騒音規制法の規制基準値を評価基準とする。「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」及び「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」については、市の区域は市長が定め、町村の区域は県知事が定める。ただし騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、島根県内の町村の区域では定められていない。
- ・ 予測結果をもとに、その評価を必ず記載し、対策が必要ない場合はその旨、対策が必要な場合はその対策を記載すること。また、対策を取らない場合はその理由を記載する。

（島根県の騒音規制法の基準）

夜間の時間帯 午後9時から午前6時

基準値については市長が定めている。なお、町村の区域は県知事が定めるが、現在、定められた地域はない。

（12）必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

- ・ 指針において基準として示されている各種原単位等を用いて算出する場合には、その数値等を記載する。他の方法による場合には、その根拠となる数値や算出方法等を記載する。
- ・ 実際に設置する廃棄物ごとの保管施設の構造を記載すること。容器を使用する場合は、その容量とその数を記載する。保管スペースに積み上げておくような保管方法の場合は、そのスペースの面積と積み上げる高さを示し、容量を算出する。また、保管室のような施設を設置する場合はその保管施設の面積と高さを記載し、適切な管理が可能な高さを設定し保管容量とする。
- ・ 複数の棟で一の建物を構成している場合で、それぞれの棟で廃棄物を管理する場合は、それぞれの棟で必要な廃棄物等の排出量等を算出し保管施設の容量を検討すること。

（13）指針に掲げる事項で、必要と判断される書類

- ・ 届出事項の駐輪場の収容台数の算出及び位置の設定について、その根拠がある場合は駐車場と同様に作成する。
- ・ 指針の中で配慮すべきとして掲げられた事項等で、当該店舗において配慮すべきと判断される（1）から（12）までに記載した事項以外について記載する。
- ・ 添付書類に記入できない事項は別紙を作成し標題を付す。

（例）

店舗管理運営に関しての小売業者との管理規定、契約等
リサイクルに関すること
廃棄物（ゴミ）削減化
廃棄物の保管に関する配慮（施設の構造、回収作業の配慮等）
街並みづくりへの配慮
景観への配慮
歩行者の交通への配慮
荷さばき作業に関する配慮
防災・防犯対策への協力
夜間照明等の配慮